ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
大阪労働局
Press Release

大阪労働局発表
令和８年 11 月６日

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 安全課
（電　　話）０６（６９４９）６４９６

死亡災害に終止符を！
建設業の死亡災害撲滅へ!
官民一体で 13 現場の安全パトロールを実施

大阪労働局（局長　蒔苗 浩司）は、建設業の死亡災害を撲滅するため、「建設現場安全衛生パトロール」を実施します。このパトロールは、建設業労働災害防止協会大阪府支部（建災防）等の役員らが参加する官民一体の取組です。

府内の労働基準監督署（１３署）管内の建設現場 13 箇所を対象に集中的な安全点検を行います（別紙１）。

1　**対象現場**　：　府内の建設現場　13 現場（予定）

2　**出発式日時**　：　令和８年 11 月 10 日（火）13:00

3　**出発式場所**　：　大阪合同庁舎第２号館５階　共用会議室 C

4　**内　　容**　：出発式では
・労働基準部長や建災防大阪府支部副支部長によるあいさつ
・参加者全員による「安全唱和」
を行い、墜落制止用器具（フルハーネス型安全帯）の確実な使用の徹底を図る「命綱ＧＯ活動」の推進と労働災害防止への決意を新たにします。

«取材にあたっての留意事項»

取材をご希望される報道関係者の方は、

①報道機関名

②取材担当者氏名

③入場希望者数

④電話番号
当日、パトロール中止のご連絡を入れる可能性がありますので、確実に連絡を行うことができる電話番号をご記入願います。

以上①～④をメール本文中に記載のうえ、**11月9日（月）12：00**までに下記あて電子メールにてお申込みをお願いいたします。

大阪労働局安全課 e-mail：anzenka-oosakakyoku@mhlw.go.jp

お申込みいただいた報道関係者の方は、パトロール当日**11月10日（火）12:50**までに会場（別紙２案内図参照）にお越しください。

※　突発的な事情等により、パトロールを中止する場合は、当日**11月10日（火）10：00**までにご連絡いたします。

※なお、パトロール対象現場への取材につきましては、対象現場の了承を得ていないため、取材は出発式までとさせていただきます。あらかじめご了承願います。

別紙１

建設現場安全衛生パトロール実施要綱

１　出　　発　　式　　令和８年 11 月 10 日（火）
式開始　13 時　　出発　13 時 20 分

２　場　　所　　大阪合同庁舎第２号館　５階　共用Ｃ会議室
大阪市中央区大手前４丁目１番 67 号

３　パトロール班　　13 班（各班２～３名）
〈パトロール構成員〉
大阪労働局　幹部職員等　５名
建設業労働災害防止協会大阪府支部　各役員　26 名
建設荷役車両安全技術協会等　３名

４　対　象　現　場　　府内の建設工事施工現場　13 現場を予定

５　出発式次第（概要）
①　建設業労働災害防止協会大阪府支部副支部長あいさつ
②　労働基準部長あいさつ
③　パトロール実施の留意事項
④　安全唱和

６　配　布　資　料
以下の資料を各現場に配布する。
① 大阪発・新４Ｓ運動
② 命綱ＧＯ活動
③ 労働災害の現況と死亡災害事例
④ 令和８年死亡災害発生状況
⑤ 令和８年死傷災害発生状況
⑥ 令和８年度 労働衛生関係施策のあらまし
⑦ 過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内
⑧ 大阪府最低賃金のご案内
⑨ 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

７　取材について
上記１の出発式については、報道関係の取材を受ける。
（受付開始時間　12:30～）
なお、パトロール対象現場での取材については、対象現場の了承を得ていないため出発式のみとなります。

別紙２

大阪合同庁舎２号館　案内図

